

「山口県特別支援教育ビジョン」の実現に向けて

岩本信子議員

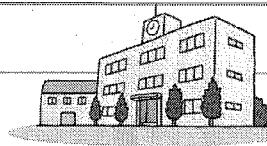
資料1

各学校の相談支援の実効性の向上など、障害のある児童生徒の教育の質の一層の向上をめざす第2期実行計画により、山口県特別支援教育ビジョンの実現に向けた具体的、計画的な取組を展開しています。



平成27年度の主な取組

県立学校における特別支援教育の充実



<総合支援学校>

- コミュニティ・スクール（CS）の指定に向けた、CS設置検討協議会の設置
- 産業科の新職業学科への改編、普通科の職業コース設置に向けた作業種目等の検討の実施
- ICT機器等の活用による「協働学習」の推進（「コミュニケーション能力」等の育成）
- 自閉症のある児童生徒の教育に関する実践事例の蓄積

<高等学校等>

- 校内コーディネーターの専門性向上に向けた協議会等の実施及び実践事例の収集
- 特別支援教育に係る校内支援体制の充実のための学校訪問等の実施

市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実

- 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」に基づく授業実践と継続的な支援の推進
- 全校体制での支援に向けた、資料「通常の学級における特別支援教育の充実のために」の活用
- 「校内コーディネーターガイドブック」の活用による専門性の向上
- 「合理的配慮協力員」の配置による実践事例の蓄積と紹介

地域における相談支援の充実

- 視覚障害教育センター及び聴覚障害教育センターによる相談支援の強化
- 小・中学校のコミュニティ・スクールと連携した特別支援教育フォーラムの開催によるインクルーシブ教育システムへの理解の促進



教職員の専門性の向上

- 専門講習会や総合支援学校における実地研修等による実践的な専門性の向上
- 免許法認定講習及び長期研修派遣の継続実施による総合的な専門性の確保

特別支援教育をめぐる動向

平成23年8月 障害者基本法 一部改正

国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒が、可能な限り障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じることを規定。（第16条）

平成24年7月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」抜粋

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

平成25年9月 学校教育法施行令 一部改正

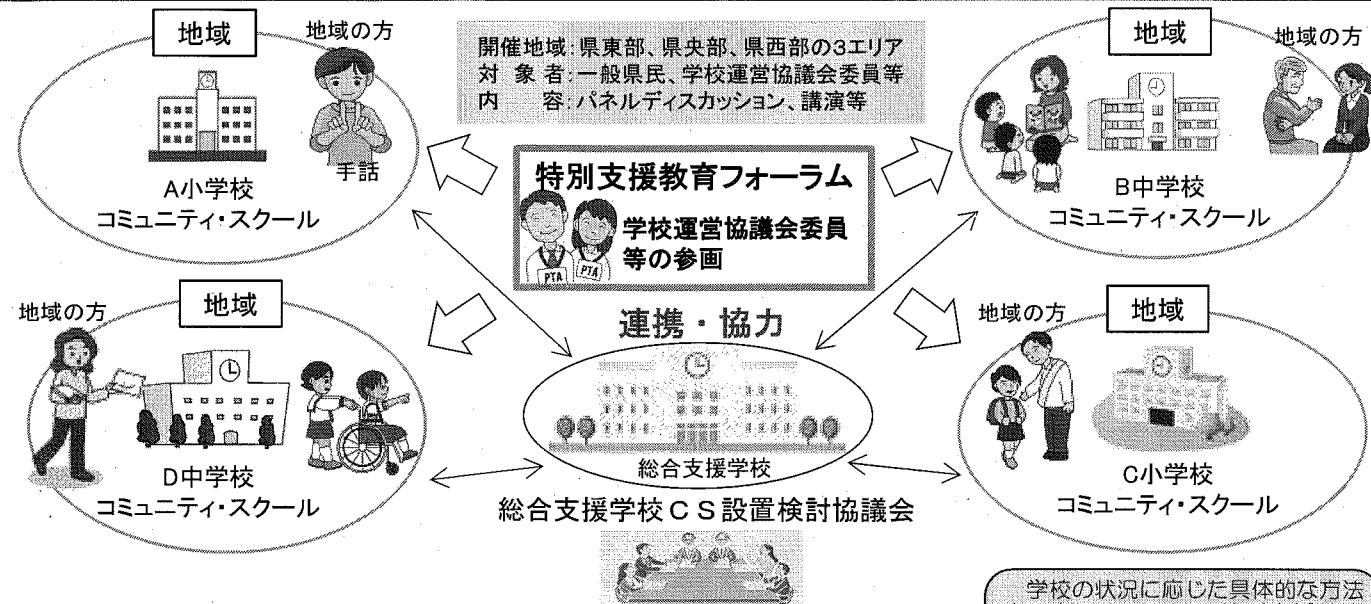
視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、同令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。）について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月公布、平成28年4月施行（一部を除く））

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

インクルーシブ教育システム理解促進事業

共生社会の形成やインクルーシブ教育システムの構築に向け、小・中学校のコミュニティ・スクールとの連携を通じたモデル校による実践研究を実施するとともに、広く県民を対象とした特別支援教育フォーラムを開催し、特別支援教育の理解を一層促進する。



<インクルーシブ教育システム構築に向けた各学校の取組>

合理的配慮の実践 → ○「個別の教育支援計画」の作成と活用

全校体制による支援の充実 → ○「通常の学級における特別支援教育の充実のために」
○「高等学校等における特別支援教育」
○「校内コーディネーターガイドブック」の活用
(※)

教職員の専門性の向上 → ○専門講習会等の成果を活用した授業研究の充実

交流及び共同学習の推進 → ○ねらいの明確化、組織的・計画的な実施

学校の状況に応じた具体的な方法や工夫については、特別支援教育センター等にご相談ください。
(※)は、特別支援教育推進室のWebページからダウンロードできます。

ふれあい教育センター（やまぐち総合教育支援センター内）

<<http://www.ysn21.jp>>

発達障害に関する総合的・専門的な相談支援、研修支援、情報提供など、発達障害教育センター機能を一層充実

相談支援 ○電話相談・来所相談 ○要請相談の実施 ○専門家チームの派遣 ○進路・就労支援

研修支援 ○研修講座 ○サテライト研修 ○スキルアップ研修

理解啓発・情報提供 ○幼保・補助教員等研修会 ○ウェブサイトの充実

県内の特別支援学校

学校名	特	視	聴	地	電話番号
岩国総合支援学校	○	：	：	：	0827-43-4331
田布施総合支援学校	○	：	：	：	0820-52-3572
周南総合支援学校	○	○	○	：	0834-29-1331
徳山総合支援学校	：	：	○	：	0834-25-5378
防府総合支援学校	：	：	○	：	0835-22-6108
山口南総合支援学校	○	○	○	：	083-986-2007
山口総合支援学校	：	：	○	：	083-934-4811

学校名	特	視	聴	地	電話番号
宇部総合支援学校	○	：	：	：	0836-41-4036
下関南総合支援学校	○	○	○	○	083-232-1431
下関総合支援学校	○	：	：	：	083-258-3033
豊浦総合支援学校	：	：	○	○	083-772-1331
萩総合支援学校	○	：	：	：	0838-25-7280
山口大学教育学部 附属特別支援学校	：	：	：	：	083-933-5480

[特:特別支援教育センター 視:視覚障害教育センター
聴:聴覚障害教育センター]
地:地域支援室

近くのセンターまで、気軽にご相談ください！



小・中学校サブセンター設置校

学校名	電話番号	学校名	電話番号
岩国市立麻里布小学校	0827-21-7222	宇部市立岬小学校	0836-31-1260
岩国市立東小学校	0827-21-2611	宇部市立神原中学校	0836-31-1784
柳井市立柳井小学校	0820-22-0620	山陽小野田市立小野田小学校	0836-83-2066
光市立室積小学校	0833-78-0010	美祢市立大嶺小学校	0837-52-0547
下松市立下松小学校	0833-41-0062	下関市立名池小学校	083-223-1335
周南市立徳山小学校	0834-22-8805	下関市立日新中学校	083-223-7259
防府市立佐波小学校	0835-21-3799	長門市立仙崎小学校	0837-26-0144
山口市立小郡南小学校	083-973-2521	秋市立明倫小学校	0838-22-5416
山口市立白石中学校	083-922-0387		

やまぐち総合教育支援センター内
「ふれあい教育センター」

〒754-0893 山口市大字秋穂二島1062

TEL 083-987-1246 FAX 083-987-1259

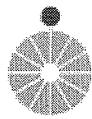
Email fureai@center.ysn21.jp

山口県教育庁特別支援教育推進室

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-4615 FAX 083-933-4619

Email a503001@pref.yamaguchi.lg.jp



共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築 のための特別支援教育の推進(報告) 概要

はじめに

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述

1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ・障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳: 包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳: 教育制度一般)から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の〇1から〇3までの考え方に基づき、特別

支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

○1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

○2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

○3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

- ・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

- ・ 今後の進め方については、施策を短期(「障害者の権利に関する条約」批准まで)と中長期(同条約批准後の10年間程度)に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期:

就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期:

短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

- 可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4)就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

- 都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。
- 就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1)「合理的配慮」について

- 条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。
- 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人

一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

- ・移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

(2)「基礎的環境整備」について

- ・「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。
- ・共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

(3)学校における「合理的配慮」の観点

- ・「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。
- ・現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。
- ・複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4)「合理的配慮」の充実

- ・これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。
- ・「合理的配慮」は、その障害のある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。